

報告第 7 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和4年7月4日付けで専決処分したので報告する。

令和4年 8月29日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

市公用車によるブロック塀損傷事故の損害賠償の額の決定

理 由

市公用車によるブロック塀損傷事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例(平成13年条例第7号)の規定により専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づき事項について、次のとおり専決処分する。

令和４年７月４日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、市公用車によるブロック塀損傷事故の損害賠償の額を次のとおり決定する。

１ 損害賠償の額

３０，２５０円

２ 事故の概要

令和４年３月１０日、都市計画課職員が公用車を運転中、車両右側後方が民家ブロック塀に接触したため、ブロック塀角を損傷する事故が発生した。

協議の結果、ブロック塀の修理費用を支払うことで相手方と合意した。

３ 損害賠償の支払いについて

本市が加入する自動車保険から相手方に全額支払う。